日野市 公告 第 267 号

都市計画の案について

都市計画法（昭和４３年６月１５日法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項及び日野市まちづくり条例（平成１８年条例第７号）第５０条第１項の規定により、日野都市計画公園第２・２・４９号広間地公園の案を次のように公告する。

なお、市民等は、意見書の提出期間中に日野市長に対して、意見書を提出することができる。

令和8年(2026年) 11月24日

日野市長　古賀 壮志

記

都市計画の種類：日野都市計画公園第２・２・４９号広間地公園
都市計画を定める土地の区域：日野市大字日野地内
縦覧場所：日野市役所まちづくり部都市計画課

縦覧期間：令和８年１１月２５日から令和８年１２月１５日まで
意見書の提出期間：縦覧期間満了日まで
意見書の提出先：日野市神明一丁目１２番地の１
日野市まちづくり部都市計画課